第５次町田市しょうがい者計画

2016年３月

町 田 市

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「しょうがい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

○「しょうがいのある人」と「しょうがい者」の表現について

この計画では、基本的に「しょうがいのある人」という表現を使っています。「しょうがい者」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

○　SPコードについて

本計画書には、各頁にSPコードがついています。SPコードは、紙に掲載された情報をデジタルに変え、専用の読取装置を利用することにより、情報を音声で聞くことができます。目の不自由な方への情報バリアフリーとして利用されています。なお、別途、点字版、テープ版、ＤＡＩＳＹ版を作成しています。

表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaManoに通う

おざきふみひこさんが描いた作品です

第５次町田市しょうがい者計画の策定にあたって

近年、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行などしょうがい者施策をとりまく法制度は大きく変わってきています。このような状況の中、今回の第５次町田市しょうがい者計画を策定いたしました。

今回の第5次町田市しょうがい者計画の策定の特色としては、大きく分けて２点挙げられます。１点目は、諮問をおこなった町田市しょうがい者施策推進協議会のもとにしょうがい者計画部会を設置し、委員として多くのしょうがいのある人にご参加いただいたことです。障害者権利条約のスローガンである「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」を大切にし、肢体、知的、聴覚、視覚、精神にしょうがいのある人、難病のある人、しょうがいのある人の家族などに委員として参加していただき、検討をすすめてきました。２点目の特徴といたしましては、福祉部門以外の部署も部会に参加し、この計画の策定に携わってきたことです。しょうがい者施策は福祉の分野だけに留まらず、多岐に渡るため、全庁的な体制でとりくんでまいりました。

本計画は、分野ごとに現状を把握した上で、課題を見出し、とりくみとして施策の方向性をまとめております。パブリックコメントではたくさんのご意見をいただき、部会で検討を重ねました。今後は、本計画で定めた３つの目標の実現に向けて、しょうがい者施策を着実にすすめてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました町田市しょうがい者施策推進協議会および、町田市しょうがい者計画部会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をお寄せくださった市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

2016年３月

町田市長　いしざか　じょういち

このページは空白です

＜第５次町田市しょうがい者計画　　目次＞

第１章　計画の理念と基本方針 1

１－１．一番だいじにしたいこと（基本理念） 1

１－２．大切にしたい考え方（基本方針） 2

１－３．この計画でめざすもの（施策の目標） 3

１－４．計画の特色 4

第２章　しょうがい者計画の策定にあたって 5

２－１．計画の位置づけと期間 5

（１）計画の位置づけ 5

（２）関連する他の計画との位置づけ 6

（３）計画期間 6

２－２．計画策定の背景 7

第３章　分野別の課題と目標 9

３－１．学び、文化芸術・スポーツ活動のこと 9

３－２．暮らすこと 13

３－３．日中活動・働くこと 16

３－４．相談すること 20

３－５．家庭・家族を尊重すること 23

３－６．保健・医療のこと 25

３－７．情報アクセシビリティのこと 28

３－８．生活環境と安全・安心のこと 30

３－９．差別をなくすこと・権利を守ること 33

３－10．行政サービスのこと 37

３－11．理解・協働のこと 39

第４章　計画を実現するために 43

資料編 45

このページは空白です

# 第１章　計画の理念と基本方針

## １－１．一番だいじにしたいこと（基本理念）

いのちの価値に優劣はない

町田市では、しょうがいのある人の施策について1998年からずっと、このテーマをだいじにしてきました。わが国が障害者権利条約を受け入れたことをふまえ、「いのちの価値」の意味を次のような視点から深めてみました。

「生命」の意味の「いのち」

しょうがいがある人もない人もみんな、さずかった命を大切にして生きる権利をもっています。

（イラスト省略）

「人生」の意味の「いのち」

しょうがいがある人もない人もみんな、母親のおなかの中で生を受け、成長と

ともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり、家庭をつくったり、豊かな老後をすごすなど、自分の意思で選んだ人生をおくる権利をもっています。

（イラスト省略）

**「生活」の意味の「いのち」**

しょうがいがある人もない人もみんな、自分の意思でえらび、働き、地域の中で暮らし、仲間とすごし、自分らしく生活する権利をもっています。

（イラスト省略）

これらの「いのち」の価値は、しょうがいのある人もない人もみんな平等です。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を、一番だいじにしたいこととして位置づけています。

## １－２．大切にしたい考え方（基本方針）

町田市は、この計画をつくるにあたって、大切にしたいことを明らかにし、それを常に意識して検討をすすめました。

### （１）「しょうがいのある人」のとらえ方をひろげる

「しょうがいのある人」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神のしょうがいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能のしょうがいや難病などによって、まわりの人や社会環境との間において障壁のある人ととらえます。

この計画では、「しょうがいのある人」を単に支援される対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえました。

### （２）自分で決めることを大切にする

しょうがいのある人が、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、自分のことを自分で決めることも尊重されなければなりません。今回の計画策定では、しょうがいのある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

### （３）さまざまなしょうがいや個別の状況に配慮する

しょうがいのある人といっても状況はさまざまです。とくにしょうがいのある女性については、しょうがいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、しょうがいのある子どもには、成人のしょうがいのある人とは違う支援の必要性があります。

施策の検討にあたっては、性別、年齢、国籍、しょうがいの状態、生活の実態などのほか、発達しょうがい、難病、高次脳機能しょうがい、視聴覚のしょうがいをあわせもつなど、個別の状況に十分留意しました。

## １－３．この計画でめざすもの（施策の目標）

町田市は、５年後の2020年にめざす社会を以下のように定めます。

### （１）差別のない社会

しょうがいを理由とした差別に加え、合理的配慮※をおこなわないことも差別となります。すべての人がしょうがいについての理解を深め、しょうがいの有無によって分けへだてられることなく、人格と個性が尊重される差別のない社会をめざします。

### （２）障壁のない社会

しょうがいのある人も安心して生活でき、あらゆる活動に参加できるように、それを制限しているものや慣例などの困難・障壁を取りのぞき、制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会をめざします。

### （３）ともに生きられる社会

しょうがいのある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、どこで誰と暮らすか自ら選ぶ機会が確保され、しょうがいのある人とない人がともに育ち、働き、暮らすことができる社会を、すべての市民とともにつくることをめざします。

（以下、注釈）

※合理的配慮：しょうがいのある人がない人と同等に暮らしたり働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。

障害者権利条約により、合理的配慮はしょうがいのある人から何らかの配慮をもとめられた時、過度の負担のない範囲で、社会の側の責任でやらなければならないことが明確にされました。また、障害者基本法と障害者差別解消法では合理的配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。

なお、この計画では、合理的配慮を、「しょうがいに応じた配慮」や「しょうがいに応じた配慮や支援」などと表現している場合もあります。

## １－４．計画の特色

この計画は、町田市しょうがい者施策推進協議会に計画の策定に関することを諮問し、この協議会のもとにしょうがい者計画部会をおいて検討をすすめました。しょうがい者計画部会は、身体や知的、精神しょうがいのある人、難病のある人などを加え、部会委員の半数以上をしょうがいのある人で構成しました。このことは、障害者権利条約のスローガンである「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」の町田市におけるとりくみの第一歩となりました。

しょうがい者計画部会では、さまざまなしょうがいのある人が議論に参加できるように、会議のすすめ方について配慮や工夫をしました。また、ふだん、しょうがいのある人と接する機会の少ない、しょうがい福祉部門以外の各課の担当者もしょうがい者計画部会に参加し、全庁的な体制で計画づくりにとりくむと同時に、しょうがいについての理解をすすめる場ともしてきました。

この計画は、わが国が批准した障害者権利条約の考え方を基本においた構成、内容としました。そのため、第４次町田市しょうがい者計画までとりあつかってこなかった分野についても触れ、いっそう幅広い内容としています。なお、障害者権利条約の考え方を実現する上で町田市だけでは解決ができない課題については、第４章で問題提起しています。

### しょうがい者施策推進協議会とは

2010年11月、市はしょうがいのある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市しょうがい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、しょうがいのある人の施策に関わる２つの計画「しょうがい者計画」「しょうがい福祉事業計画」を検討するとともに推進していく役割をにないます。検討および推進にあたっては、協議会のもとに部会を設置し、就労・生活支援、相談支援、しょうがい児支援および必要な個別の施策について、協議します。

# 第２章　しょうがい者計画の策定にあたって

## ２－１．計画の位置づけと期間

### （１）計画の位置づけ

この計画は、町田市基本構想を受けて策定する部門計画のひとつです。しかし、しょうがいのある人の施策全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもって策定する計画とします。

この計画は、障害者基本法第11条第３項に規定する「市町村障害者計画」として策定します。この計画では、しょうがいのある人の施策の基本理念や、さまざまな分野の施策の方向性を示します。

しょうがいのある人の施策の計画としては、この計画のほかにしょうがい福祉事業計画があります。今後、市は、この２つの計画を次のように位置づけます。

なお、この２つの計画は、今のところ異なる計画期間で策定されていますが、今後、一体的に策定することを検討していきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 町田市しょうがい者計画 | 町田市しょうがい福祉事業計画 |
| 法的な位置づけ | ・障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」 | ・障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」 |
| 計画の性格 | ・しょうがいのある人の施策の基本計画 | ・国が定める基本指針に沿って障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画 |
| 策定の内容 | ・しょうがいのある人の施策の基本理念や方向性 | ・障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の需要見込量や達成目標  ・しょうがい者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業 |

### （２）関連する他の計画との位置づけ

しょうがいのある人の施策は、市民生活全般に関わりがあるため、市が策定する他の行政分野の計画と連携し整合性をはかっていきます。この計画に関連するものは、資料編として巻末に掲載しましたのでご参照ください。

図　関連する他の計画との位置づけ

（図版省略）

### （3）計画期間

この計画は、2016～2020年度までの５年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

## ２－２．計画策定の背景

しょうがいのある人に関わる法律や町田市のしょうがいのある人の施策などの主な流れについて、特にこの計画の根拠法である障害者基本法が制定された1993年以降について、下記に示します。なお、1993年以前の歴史的経緯については、巻末の資料編（47ページ）に掲載しています。

図　しょうがいのある人に関わる法律や施策などの近年の主な流れ

（図版省略）

※各計画の期間については年度、その他は年で掲載しています

このページは空白です

# 第３章　分野別の課題と目標

## ３－１．学び、文化芸術・スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、しょうがい福祉課、子ども総務課、子育て推進課、すみれ教室、指導課、教育センター、

生涯学習センター　（組織順）

**（１）目標**

・しょうがいが早期に発見され、ひとりひとりにあった療育や教育が受けられるようにすることをめざします。

・しょうがいのある人が希望する学びや文化芸術・スポーツ活動に参加しやすくすることをめざします。

**（２）現状**

・発達に関する相談や療育が必要な子どもが増えています。

・幼稚園・保育園では、しょうがいのある子どもも受け入れています。

・市では、マイ保育園制度の導入など、乳幼児期の子をもつ親の安心のために、子育ての相談の窓口をつくっています。

・小・中学校には、特別な支援を必要とする児童・生徒がおり、発達しょうがいの子どもは増えています。

・小学校１～３年生を対象とした学童クラブでは、しょうがいのある子どもを６年生まで受け入れています。

・放課後等デイサービスは、車いすの人や重いしょうがいのある子どもが利用できる事業所がきわめて少ない現状にあります。

・しょうがいのある人が義務教育以降、高校や大学、専門学校などで学ぼうとしても、しょうがいへの配慮や支援が不足し、行きたい学校に行けない現状があります。

・市では、しょうがいのある人の社会教育（生涯学習）の場としてしょうがい者青年学級を実施しており、活動参加の希望が増えています。

・しょうがいのある人が参加できる文化芸術・スポーツ活動、社会教育（生涯学習）などの活動の場への参加希望は増えています。

・市は、しょうがい者スポーツ教室を開催したり、しょうがいのある人も利用しやすいスポーツ施設の環境整備をすすめています。

**（３）課題**

・生まれてから学校に入るまでに必要に応じた相談や療育が十分に受けられるようにする必要があります。

・しょうがいのある児童・生徒だけでなく、特別な支援を必要とする児童・生徒にあった指導と必要な支援の充実がもとめられています。

・放課後等デイサービスの適正な数や希望の把握が課題です。事業所やそこで働く職員の支援の質を高めることがもとめられています。

・義務教育以降の高校や大学などへの進学の機会の保障（通学、学習支援、学校での生活支援、バリアフリーなど）が課題です。

・しょうがいのある人が生涯にわたって学び、活動できる場をひろげることや、ひとりひとりの希望や状況に応じた配慮が課題です。

・しょうがいのある人がひとりひとりの希望や状況に応じて参加できる文化芸術・スポーツ活動の場をひろげることが課題です。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**小・中学校**

・小・中学校における学習の配慮と支援のあり方について、町田市特別支援教育推進計画推進協議会にしょうがい福祉課を含む関係部署も参加して検討をすすめます。

**社会教育（生涯学習）**

・しょうがいのある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の内容の充実、しょうがいに応じた配慮の提供と環境整備をおこないます。

**文化芸術・スポーツ活動**

・しょうがいのある人が、文化芸術・スポーツ活動に参加しやすくなるように、しょうがいに応じた配慮の提供と環境整備をおこないます。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**生まれてから学校に入るまで**

・生まれてから、どの年齢でしょうがいに気づいても身近なところで相談しやすい環境をととのえるとともに、専門的または、深刻な相談にも対応できるよう、相談体制を充実させます。

・保育園や幼稚園でしょうがいのある子どもとその親への支援を充実させます。

・しょうがいのある子どもの療育を充実させます。

・保育士や幼稚園教諭へのしょうがい理解の研修を充実させます。

**小・中学校**

・小・中学校のすべての学級では、しょうがいの特性に配慮して教材を工夫したり理解するための時間をとったり、個別の学習指導をするなど、特別な配慮が必要な子どもを支援します。

・特別支援教育の質を高めるため、教員へのしょうがいの体験などを含む研修を充実させます。また、介助員などへの研修もおこないます。

・しょうがいの有無に関わらず、子どもたちがしょうがいへの理解と配慮を大切にし、ともに学びあう学校教育の機会をひろげます。

・しょうがいの有無に関わらず育ちあえる場として、学童クラブでは希望に応じ、しょうがいのある子どもの受け入れを引き続きおこない、支援体制を充実させます。

・放課後等デイサービスの適切な数や希望の把握にとりくみ、どのようなしょうがいのある子どもでもサービスを利用できるように、市は法人・事業者に協力をもとめます。

・しょうがいのある子どもの放課後生活や夏休みなどの長期休暇の際の支援の要望については、市は法人・事業者に協力をもとめるとともに、連携して必要な相談や支援を考えます。

**高校・大学・専門学校など**

・しょうがいのある人が、自分の希望にあわせて、高校・大学・専門学校などの教育を受けられるようにするため、市は通学や学習面での「合理的配慮」を、担当する行政や公立学校、私立の学校などにもとめます。

**社会教育（生涯学習）**

・しょうがいのある人が、社会教育（生涯学習）に参加できる機会を増やすために、活動を主催する団体などを支援するとりくみを考えます。

**文化芸術・スポーツ活動**

・しょうがいのある人が、文化芸術・スポーツ活動に参加できる機会を増やすために、活動を主催する団体などを支援するとりくみを考えます。

## ３－２．暮らすこと

担当部署：しょうがい福祉課、保健所、住宅課

**（１）目標**

・しょうがいのある人が自身の希望に応じて地域での生活ができるようにすることをめざします。

・どこで誰と暮らすかを、しょうがいのある人が自ら決められるようにすることをめざします。

**（２）現状**

・市営住宅には、車いすの人向けの住宅があります。また、しょうがいのある単身者は60歳にならなくても市営住宅への入居の申し込みができます。しかし、民間住宅ではしょうがいを理由に入居を断られたり、経済的な問題によりしょうがいのある人が住みたい場所で、希望する暮らしができているわけではありません。

・賃貸住宅への入居を希望しているしょうがいのある人が、保証人がいないなどの理由で入居が難しい場合、入居に必要な調整などの支援や、住宅所有者などへの相談・助言をおこなう住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を2017年度までに始める予定です。

・精神しょうがいのある人の社会的入院※１の解消は十分にすすんでいません。

・入所施設から地域生活へ、さらに一般住宅への移行を支えているのは、グループホームです。グループホームは2015年6月時点で、56箇所あり、ほぼ満室です。

（以下、注釈）

※１：社会的入院：希望に反して、やむをえず長期間の入院生活をすることです。しょうがいのある人も、どこで誰と暮らすかを自ら選ぶ権利があることから、社会的入院の解消がもとめられています。

・社会全体の高齢化が進んでいることに並行して、地域で暮らすしょうがいのある人も、高齢期を迎える人が増えています。

**（３）課題**

・ひとりひとりのしょうがいのある人が、自分らしく生活ができるように、支援していく必要があります。

・しょうがいのある人の日常生活、社会生活を支える障害福祉サービスの量や質の充実が課題です。

・グループホームの入居希望に対応できるようにし、あわせてより良いグループホームにしていく必要があります。

・社会的入院患者や施設入所者の地域生活への移行※２をいっそうすすめることが課題になっています。

・しょうがいのある人が質の高い自立した生活ができるよう、経済的な自立を支援する必要があります。

・高齢期を迎えたしょうがいのある人が、地域で安定した暮らしを続けられることが課題です。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**地域での暮らし**

・ひとりひとりの希望や生活実態に応じた、自分らしい地域での暮らしが引き続きできるように、障害福祉サービスや介護保険サービスを適切に利用できるようにします。

**住まい**

・グループホームを増やすための支援をおこない、また、職員の支援の質の向上を支援します。

（以下、注釈）

※２：地域生活への移行：戸建住宅や集合住宅、グループホームなどで生活することを地域生活と言い、長期の入院や入所施設から出て、暮らしの場を地域に移すことを地域生活への移行と言います。

**地域生活への移行**

・精神科病院に長く入院している精神しょうがいのある人や入所施設にいるしょうがいのある人が、地域生活に移ることを積極的に支援します。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**地域での暮らし**

・地域で暮らすしょうがいのある人が、その人らしく豊かに生活できるよう町内会・自治会などの地域団体やボランティア活動団体などに理解をもとめます。

・制度の谷間におかれている発達しょうがいのある人や難病の人などが、安心して地域で暮らせるための支援のあり方について考えます。

・地域で暮らしているしょうがいのある人の高齢化の現状をつかむとともに、支援のあり方について引き続き考えます。

**住まい**

・しょうがいのある人が暮らしやすい住まいで生活できるように、住宅施策と連携して、住宅の相談や住宅情報の適切な提供をおこないます。

・市は、公的な住宅などを含め、しょうがいのある人の住まいへのニーズに応じ、暮らしやすい住まいで生活できるように支援します。

・しょうがいがあるということを理由に、住宅の提供を断られることがないように住宅所有者などに理解をもとめます。

・しょうがいのある人も民間のアパートやマンションに入居できるよう、しょうがいに応じた住宅改修などの配慮を、住宅所有者などにもとめます。

・希望に応じてグループホームから一般住宅などへの移行を支援します。

**地域で暮らすための所得保障**

・しょうがいのある人もできるだけ就労して収入を得られるように、相談や支援を充実するとともに、手当や生活保護、障害年金などの制度を使って、地域で暮らすための所得を確保できるよう支援します。

## ３－３．日中活動・働くこと

担当部署：職員課、しょうがい福祉課、

障害者優先調達法※１に関わるすべての部署

**（１）目標**

・しょうがいのある人が適性や希望にあわせて働くことや日中活動※２をできるようにすることをめざします。

・しょうがいのある人の雇用がひろがり、働きやすくすることをめざします。

**（２）現状**

・特別支援学校高等部を卒業する生徒が増加している一方、進路先の日中活動の場が不足しています。

・重いしょうがいのある人、医療的ケアが必要な人の日中活動の場が不足しており、重いしょうがいのある人の施設整備にとりくんでいます。

・障害者雇用促進法の改正により、企業でのしょうがい者雇用がすすんできています。しかし、職場でのしょうがいについての配慮や理解の不足により、長続きしないケースもあります。

・一般就労したしょうがいのある人が、就労先で長く勤めるための相談や、支援の件数が増加しています。

・難病などで体調に波のある人が働きたいと希望しても、十分に相談できる場がありません。

（以下、注釈）

※１：障害者優先調達法：しょうがいのある人が就労する施設・企業などが供給する物品や役務を、行政機関が率先して購入・受注し、就労するしょうがいのある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

※２：日中活動：障害者総合支援法による障害福祉サービスで、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（医療型・福祉型）などがあります。なお、日中活動系サービスのことを、ここでは日中活動と表現します。

・年を重ねるとともに、しょうがいのある人の希望が変化し、就労先やその他の日中活動先の活動がふさわしくなくなってくることがあります。

・市役所では、しょうがいのある人の雇用率をあげるとりくみをしており、しょうがいのある職員に対しては、しょうがいや業務に配慮し、必要な変更や調整をしています。なお、知的しょうがいのある人の雇用はできていません。

**（３）課題**

・特別支援学校の卒業生や在宅の人が通うための日中活動の場の確保が課題です。

・しょうがいのある人が自立した生活ができるよう、給与や工賃を向上させていく必要があります。

・通勤のための支援や、職場での支援・配慮の充実がもとめられています。

・しょうがいのある人の就労へ向けた相談・支援や、職場定着の相談・支援の充実が望まれています。

・日中活動の場の職員体制の充実が必要です。また、職員には専門性や虐待防止、差別禁止などについても十分な知識と理解が必要です。

・市役所でのしょうがい者雇用は、市内企業の雇用をひろげるためにモデルとなるとりくみがもとめられています。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**福祉的就労**※３**・日中活動**

・障害者優先調達法にもとづく物品やサービスの購入を、市役所だけでなく、学校や公的な他の事業所にひろげるとともに、民間企業や商店などにも協力をもとめます。

（以下、注釈）

※３：福祉的就労：障害者総合支援法による障害福祉サービスの一つとしての就労で、雇用型の就労継続支援A型、雇用型ではない就労継続支援B型が代表的なものです。

**一般就労**

・市役所は、身体しょうがいのある人だけでなく、さまざまなしょうがいのある人の雇用を率先してすすめます。

・しょうがいのある人の一般就労と、職場への定着支援をよりいっそうすすめます。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**福祉的就労・日中活動**

・希望する人が福祉的就労やその他の日中活動に参加できるように、活動場所の確保を支援します。

・重いしょうがいのある人、医療的ケアが必要な人の日中活動の場を増やします。

・福祉的就労から一般就労への移行ができるように支援します。

**一般就労**

・市は、しょうがいのある人の通勤支援や職場での理解と協力などの「合理的配慮」を、担当する行政や商工会議所、企業などにもとめます。

・法律上、しょうがいのある人を雇用する義務のない小さな企業にも、しょうがいのある人の雇用をひろげるためのとりくみをすすめます。

・企業に対して、難病などのしょうがいについての理解をひろげます。

・特例子会社の設立支援や市内への誘致につとめます。

**人材の確保の支援**

・しょうがいのある人の福祉的就労施設やその他の日中活動施設の職員の人材確保を支援します。

**人材育成の支援**

・福祉施設やしょうがいのある人を雇用する事業所で働く職員の資質向上のために虐待防止や差別禁止などの知識の普及につとめます。

**起業支援**

・自ら仕事をおこすことを希望するしょうがいのある人に対しては、情報提供や支援制度を紹介し、働き方の選択肢がひろがるように支援します。

**支援機関の連携**

・しょうがいのある人の就労に関わる機関のネットワークを推進します。

コラム１　ハッピーかわせみ

これからところどころに、町田市でおこなってきたとりくみなどを取り上げた、「コラム」を入れています。

下の写真は、毎週火曜日と木曜日に市役所でおこなわれている、市内のしょうがい者施設で作られた商品の販売の風景です。さまざまなしょうがい者施設が交代で、パンやクッキー、お花、陶器、布製品などを売っています。施設に通っているしょうがいのある人たちもいきいきと販売にたずさわっています。

販売している施設のネットワークを「ハッピーかわせみ」というので、ぜひ覚えてくださいね。

（写真省略）

## ３－４．相談すること

担当部署：福祉総務課、生活援護課、しょうがい福祉課、ひかり療育園、

高齢者福祉課、保健所、子育て推進課、

子ども家庭支援センター、すみれ教室、教育センター

**（１）目標**

・日常の生活や仕事をするなかで、困ったときの相談をどこにすればよいのかすぐにわかるようにすることをめざします。

・しょうがいのある人やその家族などが身近な地域で適切な相談が受けられるようにすることをめざします。

**（２）現状**

・すみれ教室や、１歳６か月、3歳などの乳幼児健診で発達の相談ができます。

・子どもの相談は、地域子育て相談センターや子ども家庭支援センターのほか、マイ保育園制度がつくられ、保育園が乳幼児期の発達についての身近な相談先になっています。

・学齢期の子どもの相談は、教育センターや学校でおこなっています。

・成人期以降のしょうがい福祉の基本相談は、しょうがい福祉課でおこなっているほか、障害福祉サービスの利用に関する相談は、民間事業者でもおこなっています。

・高次脳機能しょうがいの相談はひかり療育園でおこなっています。

・発達しょうがいや難病などに関する情報提供や相談体制については、東京都と連携しておこなっていますが、まだ十分な状況とは言えません。

・民間事業者には実際に自立生活を経験したしょうがいのある人がカウンセラーとなり相談をおこなっているところがあります。（ピアカウンセリング）

・しょうがいのある人の親の会が、自らの経験を活かした相談をおこなっています。

**（３）課題**

・相談窓口は、身近な場所で気軽に相談できること、また、各年代によって切れ目なく一貫して相談できることがもとめられています。

・窓口に来られない人への支援や相談が多岐に渡る場合、ひとつの窓口ですべての相談が受けられるなど、相談者に応じた便利な相談窓口がもとめられています。

・市役所の窓口だけでなく、生活を支える警察・消防、民間の金融機関やサービス業などにおいても、しょうがいに応じた対応ができることがもとめられています。

・性別、年齢、しょうがいに応じた相談が安心してできるよう、相談支援担当者の質の向上がもとめられています。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**しょうがい者相談支援**

・障害福祉サービスなどについて、市の相談窓口を充実させるだけでなく、身近な場所で相談できるように、地域に相談支援窓口を増やします。どこの相談窓口であっても、誰もが入りやすく、悩みを話しやすい窓口にします。

・どこの相談窓口でも、悩みなどを解決するための支援や情報提供において、一定の質が確保できるよう、基本となる相談指針をつくります。

**支援機関の連携**

・市は民間相談支援事業所を含め、相談の件数やその内容を把握し相談内容の充実と向上をはかるために相談機関のネットワークをつくり、連携していきます。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**相談支援の充実**

・誰もが気軽に利用できる、身近な相談支援のしくみづくりにとりくみます。

・自分から相談窓口に行くことのできない本人（難病、発達しょうがい、在宅のしょうがいのある人など）と家族のために、必要に応じて訪問支援にとりくみます。

**幅ひろい分野についての市の相談窓口の充実**

・どの窓口でどのような相談を受け付けているのか、しょうがいのある人に、よりわかりやすくします。

・どの窓口でも、しょうがいに応じた適切な対応ができるよう、しょうがいについての理解と配慮を大切にします。

・市の窓口では、相談に来た人がどのような相談をしたいのかきちんと聞き取り、適切な窓口で相談できるようにするとともに、相談に来たしょうがいのある人への案内方法についても配慮をします。

**当事者・家族による相談への支援**

・より身近な存在である、しょうがいのある人自身によるピアカウンセリングを支援します。

・親や家族による相談を支援します。

**支援機関の連携**

・年齢やしょうがい種別により相談先が異なった場合でも各関係機関が連携し、切れ目のない支援と相談内容の充実をはかります。

**相談支援担当者の質の向上**

・市や地域の相談窓口は、適切な支援をおこなえるように、相談支援担当者の質の向上のための研修などをおこないます。

## ３－５．家庭・家族を尊重すること

担当部署：市民協働推進課（男女平等推進センター）、生活援護課、

しょうがい福祉課、子ども総務課

**（１）目標**

・しょうがいのある人が自分の家庭や家族をもつことを選べるようにすることをめざします。

・しょうがいのある人の家族が安心して生活できるように支援の充実をめざします。

**（２）現状**

・しょうがいのある人で結婚している人の割合は、身体しょうがいのある人が100人中約60人、精神しょうがいのある人が100人中約34人、知的しょうがいのある人が100人中約2人です。（平成25年版障害者白書）。

・しょうがいのある人の家族は、就労や経済的なことなど生活をするうえで、さまざまな困難があり、孤立してしまう家族もいます。また、しょうがいのある人の親が高齢化すると、しょうがいのある人を支える力が弱くなってきます。

・しょうがいのある人やその家族の負担を軽減するための手当などの制度があります。

**（３）課題**

・しょうがいのある人も結婚することを選択でき、生活していけるようにする必要があります。

・しょうがいのある人の家族の就労や経済的なことについて、どのように支えていくのかが課題です。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**結婚・出産・子育ての支援**

・しょうがいのある人も、自らの意思にもとづいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることを選べるように、生活を支援します。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**家族への支援**

・しょうがいのある人を支えている家族に対しての、相談支援や、レスパイトケアなどを充実させます。

・しょうがいのある人を支えている家族の自己実現のため、就労や社会参加にむけたとりくみをすすめます。

・しょうがいのある人の親や家族どうしのネットワークづくりを支援します。

コラム２　芸術家とコラボした工芸活動

下の写真は、町田市美術工芸館というしょうがいのある人が通う施設でつくっている干支のおきものです。しょうがいのある人が、型入れや色塗りなどひとつひとつ手作業でおこない、心を込めてつくっています。

干支の型は、市内に住む彫刻家の佐藤允了先生が毎年動物園などに取材に行き、違ったデザインになっています。現在（2016年）作業している申の干支は、なんと42作目となっています。

彫刻家としょうがい者施設の協働でつくりあげたこの干支は、町田市で赤ちゃんが生まれ、市役所等の窓口で出生届を出したときに、出生祝いとしてお渡ししています。

（写真省略）

## ３－６．保健・医療のこと

担当部署：しょうがい福祉課、保健所、すみれ教室、市民病院、

教育センター

**（１）目標**

・しょうがいのある人が、病気の治療や予防を適切な保健・医療機関で受けられるようにすることをめざします。

・しょうがいのある人やその家族などが、病気の治療や予防のための情報を得やすくすることをめざします。

**（２）現状**

・市では、しょうがいのある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、その人のことを良く理解している地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめているほか、しょうがい者歯科診療を町田市歯科医師会と協力しておこなっています。また、町田市歯科医師会では、新たに月１回、発達に支援を要する子どもの摂食指導を始めました。

・難病の人、発達に不安のある子ども、重いしょうがいのある人など、専門的な医療については、対応できる医療機関が不足しています。

・精神しょうがいのある人の社会的入院の解消と社会復帰、社会参加の促進については地域の精神科病院と学習会を実施したり、医療機関を対象に福祉サービスの周知をおこなっています。また、精神しょうがいのある人と家族を対象とした相談・支援をおこなっています。

・市は、市民に対して健康維持や病気の予防、早期発見できるよう保健・医療情報の提供を、市役所ホームページや広報紙などに掲載したり、医師会など関係機関と連携して講演会を開催しています。

**（３）課題**

・しょうがいを理由に診療や救急搬送を断られることがあるのが課題です。

・難病の人、発達に不安のある子ども、重いしょうがいのある人など専門的な医療を必要とする人については、適切な医療につなげる方法が課題です。

・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

・精神しょうがいのある人の社会的入院の問題については引き続き医療機関などとの連携をおこない、具体的な対策を考える必要があります。

・しょうがいのある人向けの情報提供の充実が課題です。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**かかりつけ医・専門的な医療**

・しょうがいのある人だれもが、地域の中でかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもち、適切な医療を受けられるように、市は医療機関に協力をもとめます。

・難病の人、発達に不安のある子ども、重いしょうがいのある人など専門的な医療を必要とする人について、適切な医療が受けられるように、相談および情報提供をおこないます。

**予防・早期発見**

・健康維持や病気の予防、早期発見のためしょうがいのある人とその家族が必要とする情報提供をおこないます。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**かかりつけ医・専門的な医療**

・しょうがいを理由に診療や救急搬送を断られることのないように、東京都が実施している事業の周知をするほか、しょうがいについての理解と配慮を医療機関にもとめます。

・精神しょうがいのある人の救急医療については、担当する行政に体制整備をもとめます。

・難病などの医療については、関係医療機関との連携にとりくみます。

・精神しょうがいのある人の社会的入院の問題は、地域生活への移行・定着の推進に向けて、福祉と医療の連携の強化をめざします。

コラム３　難病とは

ここでは、この計画で出てくる「難病など」について少し説明します。

一般的に「難病」というと特定疾患として国に指定されている難病のことを思い浮かべます。ところが、この特定疾患には含まれていないけれど、治療法がまだ確立しておらず、社会との間に障壁があり、困難をかかえている人もいます。そのような人もひとりひとりにあった方法で支援される対象としてとらえるため、この計画では「難病など」と表現しています。

## ３ー７．情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：しょうがい福祉課、市民対応のあるすべての部署

**（１）目標**

・しょうがいのある人が、自分にあった方法で必要な情報を得て、コミュニケーションができるように、支援の充実をめざします。

**（２）現状**

・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚しょうがいのある人に配慮した点字版や音声版、SPコード版を作成し、ホームページについては音声読み上げソフトに対応したページづくりをすすめています。

・市では、聴覚にしょうがいのある人のために手話通訳者や要約筆記者の派遣をしており、年々派遣件数は増えています。市の窓口にも手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置していますが、市役所が開いているすべての時間に手話通訳者を配置することはまだできていません。

・手話通訳者、要約筆記者など、意思疎通を手助けする人の養成は町田市社会福祉協議会がおこなっています。

・市は、町田市福祉のまちづくり推進協議会が2010年度に作成したコミュニケーション支援ボードを、普及を目的として市内商店街などに配布しています。

（以下、注釈）

※：情報アクセシビリティ：アクセシビリティとは、道具や建物、交通機関やサービスなど、幅広いものごとについて、さまざまな人にとっての利用しやすさのことを言います。情報アクセシビリティとは、年齢やしょうがいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。

**（３）課題**

・市役所の窓口だけでなく、病院、金融機関、商業施設などの場所で、文字情報や手話通訳などで必要な情報が得られ、コミュニケーションをとれることがもとめられています。また、災害時の避難施設においても同じような課題があります。

・手話通訳者、要約筆記者、コミュニケーション支援ボードなど、コミュニケーションを支える人や手段がひろく知られ、しょうがいのある人がコミュニケーションできるようにすることがもとめられています。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**情報提供と意思疎通**

・市では、広報・ホームページなどを活用し、しょうがいのある人への情報提供を改善・充実させます。

・市役所の窓口や病院や金融機関などで、常に手話などの意思疎通の支援がされるようすすめます。

・しょうがいのある人の状況にあわせた多様な情報伝達手段によって、情報を伝え、意思疎通がはかれるようにします。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**情報提供と意思疎通**

・さまざまな行政情報、司法、政治、選挙、災害時などの情報が、しょうがいに配慮し、わかりやすく提供されるように、市は担当する行政にもとめます。

・民間事業者に対しても、しょうがいのある人に対する情報提供への配慮をもとめます。

・聴覚にしょうがいのある人の手助けをする人（手話通訳者、要約筆記者など）を増やします。

## ３－８．生活環境と安全・安心のこと

担当部署：市民協働推進課（消費生活センター）､防災安全課、

福祉総務課、しょうがい福祉課、保健所

**（１）目標**

・しょうがいのある人が社会参加しやすい地域社会をめざします。

・災害時にしょうがいのある人の安全が守られるようなしくみや体制の整備をめざします。

・しょうがいのある人が消費者被害や犯罪にまきこまれないようにすることをめざします。

**（２）現状**

・町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。

・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。

・より利用しやすい施設の整備がもとめられており、みんなのトイレ※が多機能化されてきています。みんなのトイレにおとなが横になれる大きさのベッドの設置や公共プールに男女別の更衣室内にあるものとは別に、介助者と入れる更衣室の設置がもとめられています。

・地震災害時の避難施設で必要な支援が受けられない人のために、二次避難施設（福祉避難所）として市内にある51施設と協定を結んでいます。

（以下、注釈）

※：みんなのトイレ：車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人、オストメイト（人工肛門保有者、人工膀胱保有者）などのみんなが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレを言います。市外では「だれでもトイレ」「多目的トイレ」「多機能トイレ」とも言われています。

・しょうがいのある人は、災害時に、必要な情報が得られるか、避難施設でしょうがいに対応した支援が受けられるか、日頃使っている医療機器や住宅設備などが、停電時に使えるかなどの不安があります。

・市では、災害が発生し、避難する時、とくに支援の必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員や児童委員のほか、希望された町内会・自治会などに配布しています。

・しょうがいのある人が買い物などでだまされたり、しょうがいのある人をねらった犯罪にあうことがあります。

**（３）課題**

・バリアフリーに配慮した、利用しやすい公共施設の整備を、市が積極的におこなうことがもとめられています。

・しょうがいのある人やその家族が抱いている災害時の不安をなくすため災害がおきたときのことを想定した準備が課題です。

・安全に運動ができる遊具の設置や車いす使用者の駐車スペースの十分な確保などがもとめられています。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**生活環境**

・公共施設のバリアフリー化、車いす使用者の駐車スペースの整備などをすすめ、より利用しやすくします。また、公共交通機関のバリアフリー化、しょうがいのある人に配慮したまちづくりをすすめます。

・歩道での放置自転車や、点字ブロックの上に物を置いてしまうなどしょうがいのある人にとっての障壁をなくすために、市民への理解と協力をもとめます。

**防災対策**

・市は、しょうがいのある人への適切な安否確認や避難支援がおこなえるよう、体制をととのえます。

・避難施設などで、しょうがいのある人の特性に配慮した支援や情報伝達、意思疎通がおこなえるように、体制をととのえます。

・災害時や緊急時にも、しょうがいのある人が必要な支援を受けやすくします。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**防災対策**

・物品や福祉用具の保管方法など、日頃の備えの大切さや、避難施設などについて情報提供をおこないます。

・避難生活で必要な車いす用トイレなどの物品を、引き続き避難施設などにととのえていきます。

・しょうがいのある人の災害時の避難について、地域の中で助け合うとりくみを支援します。

・二次避難施設を増やすとともに、災害のときに、しょうがいのある人が二次避難施設にスムーズに移動できるように、体制をととのえます。

**消費者トラブル・防犯対策**

・しょうがいのある人が消費者被害や犯罪にあわないように、情報提供や早期発見、相談にとりくみます。

・しょうがいのある人が、コミュニケーションがとりにくいことなどの理由で不利益を受けることのないように、警察や消防を含めた行政職員に対して、しょうがいについての理解をすすめます。

## ３－９．差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：しょうがい福祉課、子ども家庭支援センター、教育センター、

生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署

**（１）目標**

・しょうがいを理由とする差別のない地域社会をめざします。

・しょうがいのある人への虐待防止など、しょうがいのある人の権利が守られる地域社会をめざします。

**（２）現状**

・2013年に障害者差別解消法という法律が制定されました。これは「しょうがいのある人が不当な差別的扱いを受けることや合理的配慮をおこなわないことは差別になる」とさだめたものです。

・しょうがいのある人の多くは、しょうがいのない人と比べ、所得が少ない現状があります。

・2016年に改正障害者雇用促進法が施行され、しょうがいのある人が職場で働くにあたっての障壁をなくしていくことがさだめられました。

・しょうがいのある女性や子どもは、しょうがいがあることによる差別に加え、女性や子どもであることによる差別も受ける可能性があります。

・しょうがいのある人の中にも、障害者差別解消法や「合理的配慮」について知らない人がいます。

・町田市しょうがい者虐待防止センターはしょうがい福祉課にあり、年間25件前後のしょうがい者虐待に関わる通報があります。外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会にて、関係機関と連携し適正な対応に努めています。

・判断能力が不十分な人の気持ちに寄り添って一緒に考え、選択してくれる後見人をつけることができる成年後見制度の必要性が高まっています。

・しょうがいのある人は、利用するさまざまなサービスについて、不満があっても言いにくい現状があるため、社会福祉協議会が福祉サービス利用の苦情・相談の窓口として受け付け、対応しています。

・選挙の決まりは、公職選挙法という法律で決められています。選挙の投票のさい、しょうがいやケガなどで自分で投票用紙に書けない人には、投票所で代筆を認めたり、特に重いしょうがいのある人については郵送で投票ができます。しかし、この制度を知らない人が多くいます。また、現行の制度では対応できず、投票したくてもできないしょうがいのある人がいます。

**（３）課題**

・差別や虐待とは何かの理解をひろげることが課題です。

・しょうがいのある人の所得を向上する必要があります。

・しょうがいのある女性または子どもの、しょうがいによる不利益をなくすのと同時に、女性または子どもであることの不利益も受けないようにしていかなければなりません。

・しょうがいのある人が差別を感じたときに、自分から「合理的配慮」をもとめることができることを知ってもらう必要があります。

・しょうがいのある人が、利用する福祉サービスについての疑問や不満をがまんせず、言いやすくなるようなまわりの配慮が必要です。

・市は、選挙について、公職選挙法のもとで、しょうがいのある人へできる配慮を考えなければなりません。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**差別の解消**

・市は、しょうがいのある人への差別を解消するためのルールをつくります。

**虐待防止**

・子どもを含むしょうがいのある人への虐待防止についての理解をさらにひろげ、虐待を防ぎます。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**差別の解消**

・しょうがいのある人自身にも差別や権利の理解をひろげます。

・しょうがいについての理解や「合理的配慮」の大切さを、ひろく知らせます。

・教育、雇用をはじめとする各分野での差別の解消に向けたとりくみをすすめます。

**虐待防止**

・虐待を防ぐことや、虐待されてしまったしょうがいのある人の支援をおこないます。

・虐待について早期に適切な対応ができるように、窓口をわかりやすくして周知します。

・虐待のあった事業所への指導や職員研修の情報を知らせることなどを引き続きおこないます。

**権利を守ること**

・成年後見制度をひろく知らせるとともに、利用しやすい環境をととのえます。

・福祉サービスを利用するしょうがいのある人の疑問や不満には、より丁寧に対応していきます。

・しょうがいのある人の中でも特に子どもや女性の人権の大切さを、ひろく市民に知らせます。

・しょうがいのある人の、所得向上に向けたとりくみをすすめます。

**選挙**

・選挙事務は、しょうがいのある人に配慮して適切におこないます。

・選挙の際に、しょうがいのある人にどのような配慮がおこなわれているかを、しょうがいのある人や支援する人にひろく知らせます。

・しょうがいが重いため、投票所に行くことも、自宅での直筆投票も難しいなど、選挙の法律の谷間にある人の選挙権の保障のあり方を考えます。

コラム４　イエローカードを使った会議の進行

ここでは、イエローカードについてご紹介します。

この計画の検討をした、しょうがい者計画部会では、しょうがいのある人も委員として参加しているため、さまざまな配慮をおこなってきました。

例えば、右の写真のような、会議の中で難しい言葉やわからないことがあったときに挙げる「イエローカード」をつくりました。発言の途中などに、このカードが挙げられたときは、発言者はよりわかりやすい言葉で、ゆっくりと再度説明をおこなう必要があります。

全員がきちんと会議に参加するためには、それぞれのしょうがいの特性にあわせた配慮が必要です。

（写真省略）

## ３－10．行政サービスのこと

担当部署：職員課、しょうがい福祉課、市民対応のあるすべての部署

**（１）目標**

・市職員がしょうがいや性別、年齢に応じた「合理的配慮」についての正しい知識をもち、しょうがいのある人も、利用しやすい行政窓口をめざします。

・しょうがいのある市民の視点からもサービスのあり方を考え、より多くの人に利用しやすいサービスの提供をめざします。

**（２）現状**

・2013年に障害者差別解消法が制定され、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮をおこなうことが義務づけられました。しかし、このことを知らない人が多くいます。

・市では、「合理的配慮」の一つとして、手話通訳のできる職員や手話通訳者を常に配置したり、音声版の広報紙発行などをおこなっています。

・市では職員研修として、福祉施設の体験研修や、しょうがいの理解を深める研修を実施しています。

**（３）課題**

・しょうがいのある人への配慮の必要性について、市職員が理解し、実施する必要があります。

・市職員が社会情勢の変化について理解し、しょうがいや性別、年齢に応じた「合理的配慮」の視点をもつ必要があります。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**行政サービス**

・市は、しょうがいや「合理的配慮」について正しい知識を学ぶため、職員研修をおこないます。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**行政窓口**

・行政窓口では、しょうがいのある人がいろいろな手続きをスムーズにおこなえるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

**行政サービス**

・市は、イベントや講演会の開催などいろいろなとりくみをおこなう際に、しょうがいのある人に配慮します。

コラム５　しょうがいのある人が働く職場での工夫

ここでは、市役所でおこなっているしょうがいのある人が働くための合理的配慮をいくつかご紹介します。

市役所では、肢体不自由で車いすの職員に対して、

◇机の高さをその人にあった高さに変えられるようにしている

◇ヘッドホン型の受話器を用意し、電話対応ができるようにしている

◇仕事する際によく移動する動線の部分を、カーペットではなくつるつるのタイルに変更している

◇執務室に入る扉には外側にインターホンをつけ、内側の人に開けてもらえるようにしている

◇出張に行く際に、車いすのまま乗れるリフト付車両を使用できる

などの配慮をしています。

しょうがいのある職員や職場の人が困っていることを相談し、解決する策を一緒に考え、必要な変更や調整をおこなっています。

## ３－11．理解・協働のこと

担当部署：しょうがい福祉課、教育委員会指導課、生涯学習センター、

市民対応のあるすべての部署

**（１）目標**

・すべての市民・事業者にしょうがいについての正しい理解をひろげ、しょうがいのある人と社会との間にある障壁を取り除くことをめざします。

・しょうがいのある人もない人も、地域で自分らしく暮らしていけるために、市民や事業者、行政がともに支え合う地域社会をめざします。

・障害者手帳をもたない発達しょうがいの人や難病の人などへの理解がひろまることをめざします。

**（２）現状**

・特別支援学校がなかった頃や、義務教育を受けられなかった時期には、しょうがいのある人は社会に出ていきにくい状況でした。現在は、その頃に比べると環境がととのい、しょうがいのある人の社会参加がすすんできました。

・その一方で、しょうがいがあるため差別的な扱いを受けることや、グループホームの建設時には、近隣の居住者の反対を受けることがあるなど、しょうがいのある人に対する正しい理解はまだ十分とは言えない状況です。

・聴覚しょうがい者団体は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚にしょうがいのある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所では、週2回、市内のしょうがいのある人の施設でつくった商品などを、しょうがいのある人自身が販売する機会を設けています。このように、しょうがいのある人が積極的に地域・社会に参加し、しょうがいについての理解をもとめる活動をしています。

・小・中学校でおこなっているしょうがいについての理解を深める授業では、実際にしょうがいのある人が授業をおこなっています。

・福祉の現場で働く人材が不足しています。

**（３）課題**

・まわりの人や環境がつくりだしている障壁を少なくしていくには、多くの人にしょうがいのある人のことを理解してもらえるようにしていく必要があります。

・しょうがい福祉に関わる仕事の魅力を知ってもらう必要があります。

**（４）とくにがんばるとりくみ（重点施策）**

**しょうがいについての理解**

・学校教育の中だけでなく、町内会・自治会などのさまざまな場でも、幅広い年代の市民にしょうがいについての理解をひろげます。

**地域社会への参加**

・市は、しょうがいのある人が積極的に地域社会に参加していくことを支援します。

**（５）とりくみ（その他の施策）**

**しょうがいについての理解**

・しょうがいのある人自身がおこなうしょうがいについての理解をひろげる主体的な活動を支援します。

・しょうがいのある人の協力のもとでおこなってきた、小・中学校におけるしょうがいについての理解や「合理的配慮」についての学習は、大切にし、引き続きとりくみをひろげます。

・心と環境のバリアフリーをひろげ、この計画の目的と一致するとりくみ、たとえば「SOSボード※1」や学習会、市民参加のイベントなど、しょうがい者団体や関係団体のとりくみについて、市は協力・支援します。

・障害者手帳をもたない発達しょうがいの人や難病の人などへの理解をひろげます。

・発達しょうがいや難病など、まわりの人たちに「見えにくいしょうがい」についての理解をひろげるとともに、ヘルプカード※2を積極的にひろめます。

**関係する団体との理解・協働**

・しょうがいや、それに応じた「合理的配慮」の意義とそのあり方について、市民に理解をひろげ、ともに行動できるよう支援します。

・市では、しょうがいのある人を雇用する企業や、サービスを提供する公的機関や企業・団体などに対して、しょうがいについての理解をひろげ、ともに行動できるよう支援します。

**福祉の人材確保**

・しょうがいについての理解をひろげるなかで、福祉の魅力を知ってもらい、しょうがい福祉の分野で働く人を増やすとりくみをすすめます。

（以下、注釈）

※1：SOSボード：まちなかでしょうがいのある人に接する際、コミュニケーションがとりにくかったり、パニックを起こしていたり身元がわからない場合などに、接し方のヒントや連絡先を啓発するチラシです。しょうがいのある人の親の会が、しょうがい福祉課や市内の福祉団体の協力を得てひろめています。

※2：ヘルプカード：しょうがいのある人などが災害時や日常生活のなかで困ったときに、まわりに自分のしょうがいについての理解や支援をもとめるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが書いてあります。都内では、東京都が統一の書式をつくっています。

このページは空白です

# 第４章　計画を実現するために

市は、この計画を基本に、全庁的に施策にとりくむとともに、町田市しょうがい者施策推進協議会と連携して計画の確実な進行管理をおこないます。

**（１）計画の進行管理**

・町田市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市しょうがい者施策推進協議会に報告します。

・町田市しょうがい者施策推進協議会は、しょうがいのある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直すことを考えます。

・町田市しょうがい者施策推進協議会のもとにある各部会も、この計画のすすみ具合を確認し、積極的に関わります。

**（２）関係する機関などへの働きかけ**

・企業、学校、他の関係機関などさまざまな機関・団体に、この計画を確実に実現していくための協力と支援、参画をもとめます。

・しょうがいのある人が、しょうがいのない人と同等に自宅や地域社会での生活ができるように、国や東京都に財政の支援や制度の拡充をもとめます。

・法律や制度の谷間におかれた支援につながっていない人の問題の解決を国や東京都にもとめます。

・障害者差別解消法にもとづいて、教育や労働・雇用、環境などについて、国が責任をもって制度化し、施策を具体化することをもとめます。とくに、通学と学習への配慮、通勤と継続して雇用される前提となる職場の理解や配慮などです。

このページは空白です

# 資料編

**● しょうがい者施策に関連する他の計画**

市が策定する行政分野の計画等で本計画の内容に関連する主なものは、次のとおりです。これらの計画は市のホームページで閲覧することができます。また、市政情報課で計画書を販売しています。

各計画等の計画期間と担当課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 計画期間 | 担当課 |
| 町田市基本構想 | 2004～2021年度 | 政策経営部  企画政策課 |
| 町田市基本計画  「まちだ未来づくりプラン」 | 2012～2021年度 | 政策経営部  企画政策課 |
| 町田市新５ヵ年計画 | 2012～2016年度 | 政策経営部  企画政策課 |
| 町田市教育プラン | 2014～2018年度 | 学校教育部  教育総務課 |
| 町田市特別支援教育推進計画 | 2015～2019年度 | 学校教育部  教育センター |
| 町田市生涯学習推進計画 | 2014～2018年度 | 生涯学習部  生涯学習センター |
| 町田市スポーツ推進計画 | 2014～2018年度 | 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課 |
| 新・町田市子どもマスタープラン | 2015～2024年度 | 子ども生活部  子ども総務課 |
| 町田市子ども・子育て支援事業計画 | 2015～2019年度 | 子ども生活部  子ども総務課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 町田市住宅マスタープラン | 2011～2020年度 | 都市づくり部  住宅課 |
| 第４次町田市保健医療計画 | 2012～2016年度 | 保健所  保健総務課 |
| 町田市地域福祉計画（第３次） | 201６～2020年度 | 地域福祉部  福祉総務課 |
| 町田市福祉のまちづくり推進計画 | 2012～2016年度 | 地域福祉部  福祉総務課 |
| 町田市高齢者福祉計画 | 2012～2021年度 | いきいき生活部  いきいき総務課 |
| 第6期町田市介護保険事業計画 | 2015～2017年度 | いきいき生活部  いきいき総務課 |
| 第３次町田市男女平等推進計画 | 2012～2016年度 | 市民部  市民協働推進課 |
| 町田市地域防災計画 | 2014年度～ | 市民部  防災安全課 |
| 町田市都市計画マスタープラン | 2011～2020年度 | 都市づくり部  都市政策課 |
| 町田市交通マスタープラン | 2006～2030年度 | 都市づくり部  交通事業推進課 |

（2016年3月現在）

**● 年表**

しょうがいのある人に関わる法律や施策などの主な流れ（1993年以前※）

（図版省略）

※1993年以降はp7に掲載

**● 第５次町田市しょうがい者計画検討経過**

（１）町田市しょうがい者施策推進協議会における報告および審議

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 期日 | 議題 |
| 第１回 | 2015年５月11日 | 第５次町田市しょうがい者計画策定に関することの諮問  第４次町田市しょうがい者計画の進捗状況の報告について  第５次町田市しょうがい者計画策定の進め方について |
| 第２回 | 2015年７月７日 | 第５次町田市しょうがい者計画　骨子案の検討 |
| 第３回 | 2015年８月20日 | 町田市しょうがい者施策推進協議会　会長の選任  第５次町田市しょうがい者計画　素案の検討 |
| 第４回 | 2015年10月6日 | 第５次町田市しょうがい者計画　素案の検討 |
| 第５回 | 2016年１月19日 | 第５次町田市しょうがい者計画　答申原案の検討・承認 |

（２）パブリックコメントの実施

意見の募集期間　2015年11月１日～11月30日

意見の募集方法

　◯広報まちだ（2015年11月１日号）に概要を掲載

　◯町田市ホームページに計画（素案）の概要等資料を掲載

　◯しょうがい福祉課（市庁舎１階）、市政情報課（市庁舎１階）、広聴課（市庁舎１階）、男女平等推進センター（町田市民フォーラム３階）、生涯学習センター、各市民センター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、すみれ教室、ひかり療育園での資料の閲覧および配付

（３）町田市しょうがい者施策推進協議会　しょうがい者計画部会の開催

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 期日 | 議題 |
| 第１回 | 2015年７月21日 | 計画の理念と基本方針について  分野別の課題と目標の検討 |
| 第２回 | 2015年７月30日 | 分野別の課題と目標の検討 |
| 第３回 | 2015年８月４日 | 分野別の課題と目標の検討 |
| 第４回 | 2015年９月29日 | 第５次町田市しょうがい者計画　素案の検討について |
| 第５回 | 2015年12月16日 | 第５次町田市しょうがい者計画　素案の検討について |

* **町田市しょうがい者施策推進協議会委員名簿**　　　　　　　　（敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属名（委員就任時） |
| 会長 | てづか　なおき※１ | 新潟医療福祉大学 |
| 会長 | いわさき　しんや　※２ | 法政大学 |
| 職務代理 | やじま　りえ | 公立大学法人首都大学東京 |
| 委員 | いのうえ　みつはる | 元名社会福祉士事務所 |
| 委員 | おの　ひろし | まちされん |
| 委員 | なかがわ　たねひで | 町田市医師会 |
| 委員 | いしかわ　よしひろ | 町田市歯科医師会 |
| 委員 | やりみぞ　けいいち | 町田市社会福祉協議会 |
| 委員 | あかまつ　まさみ | 町田市しょうがい者福祉懇談会 |
| 委員 | みなみかわ　たけたね | 町田市社会福祉法人施設等連絡会 |
| 委員 | さの　いつこ | 町田市しょうがい児・者親の会連絡会 |
| 委員 | あずみ　のぶこ | 町田市精神障害者さるびあ会 |
| 委員 | かざま　ひろあき | 町田市身体障害者福祉協会 |
| 委員 | つつみ　あいこ | 町田ヒューマンネットワーク |
| 委員 | すずき　おさの | 町田市聴覚障害者協会 |
| 委員 | たのくら　すすむ | 町田市民生委員児童委員協議会 |
| 委員 | さとう　まさし | 町田商工会議所 |
| 委員 | はやし　のぶみつ | 町田市商店会連合会 |
| 委員 | もりやま　ともや | 東京都立町田の丘学園 |
| 委員 | ごとう　よういち | 町田公共職業安定所 |

※１：2015年7月31日まで

※２：2015年8月20日から**● 町田市しょうがい者施策推進協議会しょうがい者計画部会委員名簿**

（敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属名（委員就任時） |
| 部会長 | おの　ひろし | 町田市しょうがい者施策推進協議会（まちされん） |
| 職務代理 | たにうち　たかゆき | 桜美林大学 |
| 委員 | おおぬま　けんじ | 東京都立町田の丘学園 |
| 委員 | くりはら　けんじ | 町田市身体障害者福祉協会 |
| 委員 | せりざわ　かずや | まちだ在宅しょうがい者「チェーン」の会 |
| 委員 | たけたに　さきこ | FM　スマイルの会 |
| 委員 | ふかがわ　ともこ | 町田市しょうがい児・者「親の会」連絡会 |
| 委員 | ほり　まさあき | とびたつ会 |
| 委員 | みやじま　みさ | 宮島法律事務所 |
| 委員 | みわ　よういち | 社会福祉法人コメット　原町田スクエア |
| 委員 | わたなべ　たかゆき | 町田市聴覚障害者協会 |

第５次町田市しょうがい者計画

|  |  |
| --- | --- |
| 発行年月 | 201６年3月 |
| 刊行物番号 | 15-77 |
| 発行 | 町田市地域福祉部しょうがい福祉課 |
|  | 町田市森野2丁目2番22号 |
| TEL | 042-724-2136 |
| FAX | 050-3101-1653 |

みんなでささえあって

いいことふくらむ　まちだ

